

債権者情報の登録等に関する要綱

制定 平成 2 1 年 6 月 3 0 日
別府市水道局告示第 2 3 号

改正 平成 2 2 年 2 月 1 日
別府市水道局告示第 1 号
令和 2 年 3 月 1 日
別府市水道局告示第 1 4 号
令和 4 年 3 月 8 日
別府市上下水道局告示第 7 号
令和 6 年 9 月 2 4 日
別府市上下水道局告示第 4 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、企業会計システムにおける債権者情報の登録、変更、抹消等について必要な事項を定めることにより、その適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「債権者情報」とは、企業会計システムにおいて支出のために利用する次に掲げる情報をいう。

- (1) 債権者番号
- (2) 債権者の住所又は所在地、郵便番号、氏名又は名称及び代表者氏名、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス並びに適格請求書発行事業者の登録番号
- (3) 受取方法
- (4) 債権者の振込先金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人
- (5) 届出印

(債権者情報の登録)

第 3 条 債権者情報の登録をしようとするものは、債権者登録（変更）届出書（別記様式）により上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下

「管理者」という。)に届け出なければならない。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、当該債権者に対し、その債権者情報を証明するに足る書類の提示又は提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する届出があった場合は、管理者は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出に係る債権者情報を企業会計システムに登録するものとする。

(債権者情報の変更又は抹消)

第4条 債権者は、前条第1項の規定により届け出た債権者情報に変更があったとき又は債権者情報の抹消を求めようとするときは、速やかに、債権者登録(変更)届出書により管理者に届け出なければならない。この場合において、管理者は、必要があると認めるときは、当該債権者に対し、その債権者情報を証明するに足る書類の提示又は提出を求めることができる。

- 2 前項に規定する届出があった場合は、管理者は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該届出に基づき企業会計システムに登録された債権者情報を変更し、又は抹消するものとする。

(職権による変更等)

第5条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、職権により企業会計システムに登録された債権者情報の変更、抹消、又は使用の制限ができるものとする。

- (1) 金融機関の統廃合により、振込先金融機関名、預金種別又は口座番号に変更が生じるとき。
- (2) 債権者情報の登録の日、変更の日又は最後の使用の日のうち最も遅い日から2年以上債権者情報の使用実績がないとき。
- (3) 別府市が作成した競争入札参加の有資格者名簿と照合し、債権者情報に明らかな変更が認められるとき。
- (4) その他管理者が必要と認めるとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 1 日別府市水道局告示第 1 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 1 日別府市水道局告示第 14 号）抄

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日別府市上下水道局告示第 7 号）抄

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 24 日別府市上下水道局告示第 45 号）

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

債権者登録(変更)届出書

年 月 日

別府市長 あて 下記のとおり債権者情報を届け出ます。

届 出 区 分	1. 登 録			2. 変 更			3. 抹 消							
債 権 者	フ リ ガ ナ													
	法 人 名													
	団 体 名													
	屋 号													
	フ リ ガ ナ													
	代表者職氏名													
	氏 名													
	住 所 又 在 地			〒 —										
	電 話 番 号			—			—							
フ ァ ク シ ミ リ 番 号			—			—								
電 子 メ ー ル ア ド レ ス														
適格請求書発行事業者の登録番号			T											
受 取 方 法			1. 口座			2. 窓口			3. その他 ()					
			※「1. 口座」を希望された方は、以下に振込口座の記入をしてください。											
金 融 機 関			銀行・農協・労働金庫						金融機関コード					
			信用金庫・信用組合											
			本店・支店						支 店 コ ー ド					
			支所・出張所											
預 金 種 別			1. 普通			2. 当座			3. その他 ()					
口 座 番 号									右詰めで記入してください。					
フ リ ガ ナ														
口 座 名 義 人														
1. 届出された債権者情報は、企業会計システムに登録します。 2. 支払の際には、債権者情報を電子媒体に記録し、金融機関に提出します。 3. 債権者と口座名義人が異なる場合は、この届出書をもって口座名義人に対する受領委任状とします。 4. 金融機関の統廃合等、正当な事由により、債権者情報の変更、抹消又は使用の制限を行う場合があります。 5. 債権者情報の登録の日、変更の日又は最後の使用の日のうち最も遅い日から2年以上債権者情報の使用実績がないときは、債権者情報を抹消することがあります。 ※ 印鑑は、請求書に使用されるものを押印してください。									左 記 事 項 に 同 意 し ま す 。					
									社 印			代 表 者 印		